

相続と切っても切れな
い関係にあるのが事業承
継、いわゆる後継者の問
題。個人事業を中心に多
くの業種で、この問題に
対する悩みや不安の声が
上がっています。今や医
療の分野も例外ではあり
ません。とくに地域とつ
ながりの深い個人医院や
医療法人の場合は、周辺
住民への影響も大きいの
で、しっかりと対策が
必要です。

「お医者さんの相続対策」
を多く手がけている税理
士の丹羽正裕さんに、医
業承継についてアドバイ
スしていただきました。

一般に、相続の対策と
いえば、①争族対策、②
納税資金対策、③相続税
対策といわれております。
それに加え、医者の場合
においては、後継者の問
題が大変重要です。今回
は、組織形態の異なる個
人開業医と医療法人とに
分けて、医者の相続につ
いてのポイントをお話し
たいと思います。

■個人開業医の承継は
手続きに時間がかかる

院長個人が所有してい
る医療に関する財産や債
務そのものが、相続税の
課税対象となります。し
たがって、医療活動のす
べてが個人に帰属するた
め、院長個人の財産が直
接増加することとなりま
す。

また、医者は医師免許
という一身専属権を有し

ていますが、死亡とも
に消滅します。そこで、
院長の死亡によって医院
を承継する場合、後継者
は開設届けを新規でやり



丹羽会計事務所 所長 丹羽正裕

お医者さんの相続対策
経営の継続性を保ち
地域医療に空白期間をつくらない

直さなければなりません。
ところが、この諸手続き
にはかなりの時間を要し
ます。

このため、院長が急死
した場合や、後継者が決
まらないうちで時間がか
かってしまうと、診察に
空白期間ができてしまい、
せっかく長年に渡って来
院してくれた患者さんを
みすみす離してしまう結
果になることも考えられ

ます。
こうした事態を招かな
いように、院長が元気な
生前から、スムーズな承
継を行えるよう準備して
おき、相続を待たずにタ
イミングを見計らって承
継できることが望ましい
と思われれます。

■医療法人の場合は
出資持分の評価がカギ

医療法人の場合は、個
人所有と経営が分離され
ているため、出資持分を
後継者に移転することに
よって相続が完了し、承
継することができません。
その点は、個人開業医よ
り医療承継はスムーズに
行えます。

多くの医療法人は、出
資持分がある社団医療法
人です。この出資持分が
相続税の課税対象となり
ます。医療法人は、医療
活動の全てが法人に帰属
し、また、配当が禁止さ
れているため、自己資本
を充実させることができ
る一方で、剰余金が内部
に蓄積されるため、出資
持分の価値は増加し続け
ることとなります。

相続を考える際に、理
事長先生が忘れがちな
のは、この「出資持分の評
価」です。同族会社など
の取引相場のない株式に
準じて評価することにな
りますので、年数の経過
している医療法人におい
ては、かなりの高額な評
価になっています。医療法人
も多くあります。
そこで、相続が開始し

て、初めてその高額な出
資金の評価に驚くことの
無いよう、生前の早い段
階から、持分を移転する
などの対応策を考えてお
くことが重要です。

また、出資持分を後継
しの際に、他の出資者に
対し、他の出資者に

税資金が必要になると、
医療経営を圧迫すること
になります。
また、相続財産のほと
んどが医療経営に必要な
ものです。ただし、払い戻
しの際に、他の出資者に
継者が医療に関する財産

個人開業医は相続の前に承継を
医療法人は早めに出資持分の移転を

者以外の相続人が取得す
ると、出資金を所有する
経済的メリットがないた
め、将来において多額の
出資持分の払戻し請求を
される恐れがあります。
その点は、定款変更する

大きな課税(みなし贈与)
が生じる恐れがあるなど
の問題もあります。

債務を承継したら、後継
者以外に残す財産がない
ということも考えられま
す。こうした場合には、
生命保険などで事前に対
応しておく必要もありま
す。

■医療経営の継続性を
相続において多額の納

さらには、医療承継につ
いては、次のようなケー
スを想定した対応策も検
討しておく必要があるよ
うに思われます。

①その病医院に後継者が
いない場合は将来どうす
るのか?
②後継者がいる場合は、
いつ承継させるのか?
③後継者が複数いる場合
は、誰を後継者にするの
か?

いずれにしても、医療
経営の継続性を保ち、地
域医療に永続的に貢献す
るためにも、医療承継は
とても重要な問題です。
できるだけ、早い段階で
専門家に相談することを
お勧めいたします。